第3回佐賀地方·家庭裁判所委員会(合同開催)議事概要

1 開催日時

平成16年11月26日(金)午後1時30分~午後4時15分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

- 3 出席者等
 - (1) 委員(五十音順)
 - ① 地裁委員会委員

出席者 井上亜紀(佐賀大学経済学部助教授)

岡田 健(佐賀地方裁判所唐津支部長)

片岡 博(委員長·佐賀地方裁判所長)

河野真佐徳 (株式会社サガテレビ報道情報統括本部長)

新倉英樹 (佐賀地方検察庁次席検事)

西田富子(民生児童委員,「佐賀県女性の翼の会」監事)

馬場三恵子 (佐賀市総務部総務課参事男女共同参画室長)

藤川謙二(佐賀県医師会医師)

前田和馬(佐賀県弁護士会所属弁護士)

欠席者 江口妙子(唐津保健所検査室長)

② 家裁委員会委員

出席者 稲田繁生 (アバンセ (県立女性センター・生涯学習センター) 館長)

太田善康(佐賀家庭裁判所判事)

甲斐淑浩(佐賀地方検察庁検事)

片岡 博(委員長・佐賀家庭裁判所長)

金子栄一(佐賀市保健福祉部長)

富吉賢太郎(佐賀新聞社論説委員長)

本多俊之(佐賀県弁護士会所属弁護士)

宮崎久生(西九州大学健康福祉学部教授)

吉木靖範(佐賀県公民館連合会長)

欠席者 小倉厚子(国際ソロプチミスト佐賀有明会員)

(2) 事務担当者

千綿地裁事務局長,木原家裁事務局長,丸野地裁総務課長,古賀家裁総務課長(庶務)

4 議事

- (1) 委員長あいさつ (片岡委員長)
- (2) 委員自己紹介
- (3) 協議
 - ① 制度の概要説明

岡田委員から,裁判員からみた手続等を中心に,裁判員制度について概要 の説明があった。

② 質疑応答

制度の概要説明を受けて、以下のような質疑応答、意見交換がなされた。 (文中、カッコ内の条文は庶務において挿入。また、○は非法曹委員、●は法曹委員の発言である。)

- 裁判員制度に関して、次の点で不安がある。①候補者を選挙人名簿から無作為抽出するということであるが、裁かれる側から見て、裁判の質の維持という点からいかがなものか、一定の人を選ぶ必要はないか。②裁判員候補者として呼び出されながら選任されなかった人は精神的なダメージを被ると思われるが、そのケアについて考える必要はないか。③判断力が求められる中で素人が裁判官と対等に議論できるか。④著名事件で新聞、テレビ等で知識を得た後、予断を排除して公正に裁判することが素人にできるか。⑤重大事件を対象としているが、もっと軽い事件から始めて訓練しなくても大丈夫か。
- それらの不安は法案作成、国会での議論の中でも出された問題であり、その上で「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」が作られた。裁判するのにふさわしい人を選ぶべき、との議論を突き詰めれば今の制度と変わらないことになる。裁判員法の1条にもあるとおり、一般国民に敢えて参加してもらうことで裁判に対する理解を深め、信頼を高めることが目的であることを考えれば、できるだけ広く国民に参加してもらうことが望ましい。

- やり方によっては、裁判員候補者として呼び出されて質問さえ受けることなく帰らなければならない人も出てくる可能性があり、そのような人への説明、ケアの必要性は感じる。
- ①辞退事由の「従事する業務における重要な用務であって自らがこれを 処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがある。(16条7号ハ)」については、自営業者はそのほとんどがこの条項で辞退可能にな るのではないか。②70歳以上の人は辞退可能となっている(同条1号)が、辞退しなかったときに判断力等の点で問題はないか。③不適格事由と して「不公平な裁判をするおそれがあると認めた者(18条)」とあるが、その判定はどのようにされるのか。④裁判員に選ばれた人は、裁判を受け た人からの出所後の威迫等が一番心配なのではないか。処罰規定はある (78条)が、怖く感じる。
- 裁判員制度の説明をする中で、仕事が忙しいので辞退可能か、との質問がよく出る。今話のあった条項に該当すれば辞退可能ということになるが、制度の趣旨からなるべく裁判員として参加してもらって意見を聴きたい、参加する方向で検討していただきたい、とお願いしている。
- できるだけ国民が参加しやすいよう、例えば会社に勤める人であれば会社を辞めさせたりすることのないよう法的措置がとられている(71条)。しかし、現実には国民全体の制度に対する理解がまずもって必要であろう。法は客観的な基準を設定しているが現実には個人差があり、例えば70歳を過ぎても元気でぜひ制度の役に立ちたいという人もいると思う。そういう意味で、選定手続には難しい面がある。
- 不適格事由の「不公平な裁判をするおそれ」について、選挙人名簿から の無作為抽出の中で情報はあるのか。
- そのような情報はおそらくないであろう。そのため、質問票(30条) や候補者に対する質問(34条)に対する応答で判断することとなるので はないか。その中で、あまりに偏った考えの人については、裁判員として ふさわしくないということになろう。例えば、候補者選任手続の中で「報 道でどのくらい事件についての情報に接したか。」等の質問をして、「被 告人は何が何でも絶対に死刑だ。」と答える場合等が考えられる。また、

公判が始まった後に裁判員になれない,あるいはふさわしくないと判明したときは解任する場合もある(41条以下)。

- ある新聞社の調査で「裁判員になりたくない。」と回答した人がかなり の高率になっているのも、仕事先での不利益を心配しているのだと思う。 法的措置が取られても現実社会の中では難しい面があり、フォローできて いない。個人レベルではなく、社会の成熟、国民にとって大事な制度で選 ばれればそこに会社から送りだしてやるのだという認識を育てる努力が必 要である。
- 先程軽い犯罪から導入すべきとの意見があったが、人には思想、宗教、信条などで様々な考えがあり、軽い犯罪だと思想が影響するのであって、むしろ「誰が見ても悪い。」と言える重大犯罪の事件だからこそそれらの思想を超越して判断できるのではないか。また、地裁で無罪となった被告人が高裁や最高裁で有罪となる事件があり、そこから国民の刑事裁判に対する不信感も生まれているように思うが、裁判員制度は高裁、最高裁の審理にも導入されるのか。
- 高裁、最高裁での審理に導入することは考えられていない。
- ①裁判員制度の法案が成立した頃は盛んに報道されていたが、その後制度に関する意識が薄れている感じがする。特に、「平成21年5月までにスタート(裁判員法附則1条参照)」という制度が始まる日の設定について、「平成21年5月から始まるのか。」とよく聞かれる。②佐賀県で裁判員による刑事裁判が行われるのは佐賀地裁のみか、それとも唐津、武雄の裁判所でも行われるのか。③手続等について裁判官が分かりやすく説明することになってはいるものの、実際にある刑事裁判を3回傍聴に来てみて、法廷で弁護人、検察官の言葉を理解できるかなど、裁判員になることの難しさを感じた。
- 裁判員による刑事裁判がどの庁で行われることとなるかについては、なお検討中であるが、佐賀では合議事件を地裁本庁しか扱わないので、唐津、武雄支部では裁判員制度による裁判は行われないことになるのではないかと思われる。ただ、裁判員は県全体から選任されるので、佐賀市から遠方の例えば離島から来てもらう必要が生じる可能性もある。その場合、出頭

に必要な旅費,日当,宿泊費等の手当てをどうするかについても具体的に 検討する必要があろう。分かりやすい言葉での説明は,裁判官,弁護士, 検察官が最も気をつけなければならないことだ。裁判官もトレーニングが 必要で,現実に研修等の計画が立てられている。5年という準備期間中, 法廷設備等だけでなくそのような準備も必要となろう。言葉の使い方等こ れまで当たり前と思っていたことを変えていくのは大変なことだ。しかし, 分かりやすい言葉に変えていく努力は至上命題である。また,現在も学生 等が法廷傍聴した後に手続について説明しているが,中学,高校に出向い て裁判官が裁判制度を説明するといった取組みが今後益々必要となるであ ろうし,一般的には小学,中学くらいからの教育も必要であると言われて いる。

- 以前耳が不自由な人の事件を弁護士として担当したとき、手書きでお互い言いたいことを相手に伝えた経験から、普段いかに使わない言葉を使っていたかを認識し、それからは法律相談を受けるときにも、法律用語を使わずに相談者に言いたいことを伝えていこうと努力している。そうすることにより、自分の物の見方、感じ方も広がっていく。例えば殺人事件で殺意が争われている場合に、これまでであれば裁判官だけで、こうであれば当然に殺意がある、と決められていたが、それでは駄目で、「殺すつもりはなかった。」という言葉を一般人の目で見て議論し、裁判官は裁判員に分かりやすい言葉で事件の実体を説明して、理解してもらうことがこれからは求められる。それによりこれまでにない新しいものが生まれ、裁判制度を国民のみんなが信頼するようになることを期待している。また、裁判員が分からないことは分からないと意見をぶつけることで、結果として被告人の人権、ひいては無実の人が有罪とならないという国民の安全が守られることには、高度な意義がある。
- 今話のあった被告人の人権が言われる中で、どうしても被害者の人権は 忘れられがちである。被告人を冤罪から守ることは確かに大事だが、殺人 を犯しながら無期懲役あるいは懲役10年となると、なぜ殺された人の人 権は守られないのか、と感じられる。私は、被告人より被害者のことを考 えて判定を下すべきで、今の殺人犯の量刑は軽すぎ、もっと量刑を重くし

て、重大な犯罪には重罰で臨むのだという警告を発するべきだと思う。

- ① ①一般人としては量刑が軽いとの印象が強いが、裁判員になったときの不安の一つとして、どのくらいの刑を下すかの判断を求められる点がある。 裁判官から量刑についての説明はあるのか。②裁判員になった場合に「解雇その他不利益な取扱い」を受けない(71条)とあるが、「その他」には何があるのか。
- 裁判官から量刑について一定の説明はある。現在の量刑に批判があるのは確かだが、裁判員制度になって量刑がどうなるかはやってみないと分からない。例えば実際の場面になって自信を持って死刑と言うことは相当な負担であり、事件ごとに情状もあるから、殺人を犯したから当然に死刑などそう簡単にはいかないと思う。
- 先例は作るものであり、先例にこだわる必要はないと思う。刑事裁判では主張、立証責任は検察官にあり、検察官としても今後分かりやすい裁判となるよう努力していく。
- 裁判員になればただ裁判の席で判断を求められるだけでなく,評議をするために色々な勉強も必要になると思われるが,そうすると裁判が遅延する恐れはないのか。
- 裁判が遅延すれば一般の人は参加が困難になるため、裁判が遅延しない ことは最低限の条件である。そのためにも裁判の迅速化に向けた努力、制 度への理解の浸透が不可欠になる。
 - (家裁総務課長は、これまでの裁判員制度広報に関する取り組み状況を報告した。)
- ①刑事裁判を傍聴して、想像より分かりやすいことに感心した。②今回、市の情報誌に裁判員制度を取り上げるために検討を進める中で、これまで遠い存在だった刑事裁判が身近になることを突きつけられており、できるだけ多くの人が参加していい制度となるよう努力しないといけないと感じた。③情報誌編集員の間では、自分たちが裁判員になると刑が軽くなるのではないか、との意見が多かった。
- 現在,いわゆる「オレオレ詐欺」に限らず,あらゆる手口で人からお金 を騙し取る行為が横行している。裁判員になりたくない人の心理を利用し

- て、そうであればお金を払う必要があるなどと言ってお金を騙し取る可能 性もあり、制度の普及にブレーキになりかねない。冊子等に「費用は発生 しない」ことを明記すべきではないか。
- ①裁判員の身分はどうなるのか。②そもそも刑罰を与えるのはどういう意味があるのか考える必要がある。悪いことをした人に対する仕置きなのに、繰り返し犯罪を犯す人がいるということは、そのような人には刑罰の効果がないということであり、2回、3回と犯罪を繰り返す人には、もっと刑を重くすべきではないか。
- 裁判員制度では、裁判官の見識が重要になる。素人の市民感覚に基づく 意見に耳を傾けそれを専門的見地から捉えられる人であれば国民の意見が 反映されるが、ただ裁判官が自分の意見を通すだけであればこれまでの制 度と変わりはない。
- 裁判員制度の検討に当たり裁判員と裁判官の数についてかなり議論されたが、数の問題よりも、まさに裁判官が裁判員の意見を聞く耳を持つことが大事だ。そして裁判員を加えた裁判体を運営していける裁判官の育成が重要になってくると考えている。
- 現在「男女共同参画」とよく言われるが、裁判員制度のポスターは「国 民の参加」となっている。参画には企画、立案から参加するという意味が あり、「国民が参画する」という意識が必要ではないか。
- これから日本が訴訟社会になればさらに迅速な裁判が求められるため、 裁判所の機能強化が必要になり、そのためには裁判官の質と数を高めてい くことが大事だ。また、日本には悪いことをしたら復権できない風土があ り、きちんとした裁判制度とともに、悪いことをしてもきちんと反省すれ ば復権できるという風土を作る必要がある。政治でも裁判員制度でも同じ だが、日本人の質そのものを上げていかないとうまくいかない。
- 裁判員制度をいかに国民が参加しやすく、意義のあるものにしていくかが大事だ。広報活動については検察審査会の経験を活用しながら、色々な人の判断、意見を聞くことがいかに大切か我々がまず認識し、それをみんなに理解してもらう必要があると考える。
- 現在は医療においても事前に十分な説明をして情報を公開し、その上で

一緒に治療に参加してもらうということが大事であり、裁判員制度と通じ る面があることを感じた。

5 次回の予定

(1) 日程

平成17年5月27日(金)午後1時30分

(2) 意見交換テーマ

引き続き地裁委員会,家裁委員会合同で,「裁判員制度」をテーマに意見交換を行う。